

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成21年8月7日

【四半期会計期間】 第114期第1四半期(自平成21年4月1日至平成21年6月30日)

【会社名】 曙ブレーキ工業株式会社

【英訳名】 AKEBONO BRAKE INDUSTRY CO.,LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 信元久隆

【本店の所在の場所】 東京都中央区日本橋小網町19番5号

【電話番号】 03(3668)5171(代表)

【事務連絡者氏名】 代表取締役副社長 CFO 荻野好正

【最寄りの連絡場所】 埼玉県羽生市東5丁目4番71号

【電話番号】 048(560)1501

【事務連絡者氏名】 経理部長 岡田拓信

【縦覧に供する場所】 曙ブレーキ工業株式会社 Ai-City(本社)
(埼玉県羽生市東5丁目4番71号)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第113期 第1四半期連結 累計(会計)期間	第114期 第1四半期連結 累計(会計)期間	第113期
会計期間	自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日	自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日	自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日
売上高(百万円)	43,568	27,353	159,649
経常利益又は経常損失() (百万円)	587	1,260	7,900
四半期純利益又は四半期(当期) 純損失() (百万円)	228	593	16,277
純資産額(百万円)	54,065	33,550	32,219
総資産額(百万円)	159,807	159,883	155,428
1株当たり純資産額(円)	445.03	266.69	254.82
1株当たり四半期純利益又は四半 期(当期)純損失()(円)	2.12	5.53	151.65
潜在株式調整後1株当たり四半期 (当期)純利益(円)	2.12	-	-
自己資本比率(%)	29.9	17.9	17.6
営業活動による キャッシュ・フロー(百万円)	3,987	224	4,200
投資活動による キャッシュ・フロー(百万円)	4,639	4,300	13,563
財務活動による キャッシュ・フロー(百万円)	1,502	2,619	38,629
現金及び現金同等物の四半期末 (期末)残高(百万円)	3,558	30,234	31,625
従業員数(名)	6,969	6,377	6,405

- (注) 1 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
- 2 売上高には、消費税等は含まれておりません。
- 3 第114期第1四半期連結累計(会計)期間及び第113期の潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期(当期)純損失であるため記載しておりません。

2【事業の内容】

当第1四半期連結会計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

3【関係会社の状況】

当第1四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成21年6月30日現在

従業員数（名）	6,377	(586)
---------	-------	-------

- (注) 1 従業員数は就業人員数であります。
2 従業員数欄の(外書)は、臨時従業員の当第1四半期連結会計期間の平均雇用人数であります。
3 臨時従業員には、期間工、パートタイマー及び嘱託契約の従業員を含み、派遣社員を除いております。

(2) 提出会社の状況

平成21年6月30日現在

従業員数（名）	1,091	(67)
---------	-------	------

- (注) 1 従業員数は就業人員数であります。
2 従業員数欄の(外書)は、臨時従業員の当第1四半期会計期間の平均雇用人数であります。
3 臨時従業員には、期間工、パートタイマー及び嘱託契約の従業員を含み、派遣社員を除いております。
4 臨時従業員数が前事業年度末に比べ54名減少したのは、契約社員の契約期間満了によるものであります。

第2【事業の状況】

1【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当第1四半期連結会計期間における生産実績は、次のとおりであります。

	生産高（百万円）	前年同四半期比（％）
ブレーキ製品関連事業	26,703	35.7

(注) 1 金額は、販売価格によるものであります。

2 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 受注実績

当第1四半期連結会計期間における受注実績は、次のとおりであります。

	受注高（百万円）	前年同四半期比（％）	受注残高（百万円）	前年同四半期比（％）
ブレーキ製品関連事業	29,983	33.6	5,639	47.3

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(3) 販売実績

当第1四半期連結会計期間における販売実績は、次のとおりであります。

	販売高（百万円）	前年同四半期比（％）
ブレーキ製品関連事業	27,353	37.2

(注) 1 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2 前第1四半期連結会計期間及び当第1四半期連結会計期間における主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は、次のとおりであります。なお、本表の金額には、消費税等は含まれておりません。

相手先	前第1四半期連結会計期間		当第1四半期連結会計期間	
	販売高（百万円）	割合（％）	販売高（百万円）	割合（％）
日産自動車㈱	5,805	13.3	4,378	16.0

2【事業等のリスク】

当第1四半期連結会計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。

また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

3【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

4【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、本四半期報告書提出日現在において当社グループ（当社及び連結子会社）が判断したものでありますが、予測しえない経済状況の変化等さまざまな要因があるため、その結果について、当社が保証するものではありません。

(1) 業績の状況

当第1四半期における世界経済は、昨年度からの世界同時不況下で低迷が続きました。また、わが国経済においても一部の経済指標では景気の底打ち感が見られるものの、依然として企業業績の悪化や個人消費が落ち込むなど深刻な状況となっております。

自動車業界においては、昨年度後半からの自動車メーカー各社の生産調整は終わりつつあります。日米欧においては政府による自動車購入の補助金政策や減税措置など需要喚起策が実施され、当初の想定より回復傾向にあります。しかしながら、日米欧の自動車生産台数は前年同期と比較して大幅な減少となっており、未だ本格的な需要回復には至っておらず極めて厳しい状況となっております。

このような状況に対し、当社グループでは、筋肉質なコスト構造体質を構築するため、人員の適正化、人件費の削減、設備投資の抑制、固定費・経費の大幅削減などのコスト構造改革をグループ一丸となり徹底して実施してまいりました。これら諸施策の進展は業績の改善に大きく寄与しておりますが、未だに大幅な減収の影響を吸収するには至っておりません。結果、当第1四半期連結会計期間の売上高は274億円（前年同期比37.2%減）、営業損失は8億円（前年同期は営業利益11億円）、経常損失は13億円（前年同期は経常利益6億円）、四半期純損失は6億円（前年同期は四半期純利益2億円）となりました。

尚、当第1四半期において北米の当社重要顧客2社が米国連邦破産法第11章に基づく会社更生手続きの適用を申請する事態が発生しておりますが、債権取立不能などによる影響は軽微であります。

所在地別セグメントの業績は次のとおりであります。

日本

日本においては、筋肉質なコスト構造体質の改革のための諸施策（人員の適正化等）及び生産体制の最適化等を進めてきており、着実にその効果が出てきておりますが、大幅な受注減少をカバーするには至らず、売上高は178億円（前年同期比33.1%減）、営業損失は2億円（前年同期は営業利益4億円）となりました。

北米

北米においては、3工場から2工場への集約、人件費削減等によりコスト削減を行なってまいりましたが、前述の北米顧客2社の破産法申請の影響などにより、大幅に受注が減少いたしました。その結果、売上高は73億円（前年同期比51.3%減）、営業損失は7億円（前年同期は営業利益3億円）となりました。

欧州

欧州においては完成車メーカーからの受注減少に加え、為替変動により売上高は9億円（前年同期比51.7%減）となりました。一方、外部顧客に対する売上高は6億円（前年同期比38%減）となっております。人員適正化、コスト削減に取り組みましたが、受注減少の影響を補うまでには至らず営業損失は0.3億円（前年同期は営業利益1億円）となりました。

アジア

インドネシアにおいては、景気後退による二輪車メーカーからの受注減や為替の影響により前年同期と比べ売上高・営業利益ともに減少いたしました。中国においては、日系自動車メーカーからの受注増により売上高は増加し初の営業黒字となりました。その結果アジア地域の売上高は29億円（前年同期比8.2%減）となり、営業利益は1.5億円（前年同期比1.8%増）となりました。

(2) 財政状態の分析

(資産)

当第1四半期連結会計期間末の資産は1,599億円と前連結会計年度末比45億円の増加となりました。

流動資産は707億円と前連結会計年度末比31億円の増加となり、固定資産は892億円と前連結会計年度末比14億円の増加となりました。

主な要因は、流動資産においては有価証券（譲渡性預金）が50億円増加したこと、固定資産においては株式市場の回復により投資有価証券が16億円増加したことでありです。

(負債)

当第1四半期連結会計期間末の負債は1,263億円と前連結会計年度末比31億円の増加となりました。

流動負債は567億円と前連結会計年度末比25億円の減少となり、固定負債は697億円と前連結会計年度末比56億円の増加となりました。

主な要因は、手元流動性を確保するために、有利子負債が前連結会計年度末比39億円増加したことでありです。内訳として、短期の有利子負債が19億円減少し、長期の有利子負債が58億円増加しております。

(純資産)

当第1四半期連結会計期間末の純資産は336億円と前連結会計年度末比13億円の増加となりました。

主な要因は、利益剰余金が6億円減少したのに対し、評価・換算差額等合計が19億円増加したことであります。

(3) キャッシュ・フローの状況

当第1四半期連結会計期間末の現金及び現金同等物は302億円と、前連結会計年度末比14億円の減少(4.4%)となりました。

営業活動によるキャッシュ・フローは2億円の収入(前年同期比38億円の収入減少)となりました。主な要因は、税金等調整前四半期純損失12億円に対し、減価償却費25億円や仕入債務の減少額10億円があったことによるものです。

投資活動によるキャッシュ・フローは43億円の支出(前年同期比3億円の支出減少)となりました。主な要因は、定期預金の預入による支出25億円及び有形固定資産の取得による支出18億円によるものです。

財務活動によるキャッシュ・フローは26億円の収入(前年同期比11億円の収入増加)となりました。主な要因は、長期借入れによる収入59億円があった一方で、長期借入金の返済による支出6億円及び短期借入金の純減による支出26億円があったことによるものです。

(4) 研究開発活動

当第1四半期連結会計期間におけるグループ全体の研究開発活動の金額は650百万円であり、この他に日常的な改良に伴って発生した研究開発関連の費用は1,657百万円であります。

なお、当第1四半期連結会計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

(5) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結会計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

なお、当社は株式会社の支配に関する基本方針について定めており、その内容は次のとおりであります。

当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社取締役会は、公開会社として当社株式の自由な売買を認める以上、特定の者の大量の株式買付行為に応じて当社株式の売買を行うかどうかは、最終的には当該株式を保有する株主の皆様のご判断に委ねられるべきものであると考えます。

しかし、当社グループの企業価値を将来にわたって向上させるためには、中長期的な視点での企業経営が必要不可欠であり、そのためには、お客様、お取引先、従業員、地域社会などとの良好な関係の維持はもとより、1929年の創業以来、当社が築き上げてきた様々な専門的・技術的なノウハウの活用など、当社グループの深い理解による事業の運営が必須です。

また、突然の大量の株式買付行為がなされたときに、買付者の提示する当社株式の取得対価が妥当なものかどうかを株主の皆様が短期間の内に適切に判断するためには、買付者及び当社取締役会の双方から適切かつ十分な情報が提供されることが不可欠です。さらに、当社株式の継続保有をお考えの株主の皆様にとっても、かかる買付行為が当社に与える影響や、買付者が考える当社の経営に参画したときの経営方針、事業計画の内容、当該買付行為に対する当社取締役会の意見等の情報は、当社株式の継続保有を検討するうえで重要な判断材料になると考えます。

そこで、当社としましては、大量の買付行為を行う買付者において、株主の皆様判断のために、当社が設定し事前に開示する一定の合理的なルールに従って、買付行為に関する必要かつ十分な情報を当社取締役会に事前に提供し、一定の評価期間の経過を待つべきであると考えております。また、かかる合理的なルールに違反する買付行為に対して、当社取締役会が当該ルールに従って適切と考える方策をとることは、当社株主共同の利益を守るために必要であると考えております。

もっとも、当社は、大量の買付行為に応じて当社株式の売買を行うかどうかは、最終的には当社株式を保有する当社株主の皆様判断に委ねられるべきものであると考えておりますので、当該買付行為への対応策の導入・継続・廃止や当該対応策に基づく具体的な対抗措置の発動の是非については、基本的には当社株主総会における株主の皆様のご意向を直接確認することが望ましいと考えております(以上の当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する考え方について、以下「本基本方針」といいます。)

当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の本基本方針の実現に資する特別な取組み

1. 本基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は、企業理念を『私達は「摩擦と振動、その制御と解析」により、ひとつひとつのいのちを守り、育み、支え続けていきます』と定め、経営方針である「お客様第一」「技術の再構築」「グローバル体制の確立」に基づき、ブレーキ製品関連事業に経営資源を集中した事業展開により、業績の拡大を行ってまいりました。

平成20年3月19日に公表した新中期経営計画「akebono New Frontier 30」は、平成20年度（2008年度）から平成22年度（2010年度）の3カ年計画であり、世界的経済金融不況、為替、資材価格高騰、石油価格、市場二極化等、経営環境が激変する中で「将来に向けた技術の差別化」「革命的な原価低減」「アジアを含めたグローバル化の加速」の3本柱に、更なる業績の拡大と企業価値の向上を目指してまいります。

< 将来に向けた技術の差別化 >

当社の経営方針にも掲げている通り、技術力の差別化を図ることにより、当社製品を更に魅力あるものとし、業績拡大の原動力といたします。差別化により、「コスト面での圧倒的な強さ」「環境対応において他社追従できないような独自技術」「モータースポーツなどへの参画による、高性能車に装着される製品の開発」を追求します。

< 革命的な原価低減 >

生産拠点再編（日本、米国）、一部基幹部品内製化、ロジスティクス改善、調達合理化、共通化/標準化の推進、間接部門合理化などの施策を実行することにより、大幅な原価低減を目指します。

< アジアを含めたグローバル化の加速 >

従来から推進してきたグローバル化は日本・北米・欧州の三地域が主体となっておりますが、近年になって世界の自動車生産基地としての地位を確固たるものとしてきたアジア地域を当社グローバル化の新地域として位置づけ、従来の三地域に加え、この地域での事業拡大に注力いたします。具体的には、インドネシア、中国、タイの3カ国での事業展開を加速します。

当社では上記の、多くの挑戦課題をクリアし、高品質で低コストの製品をグローバルに供給することで、マーケットで必要不可欠な存在を目指して、着実に挑戦課題に取り組んでおります。

しかしながら、平成20年9月からの金融危機以降、想定外の国内外完成車メーカーの販売不振、在庫調整などによる過去に例のない大幅な減産が続いており、新中期経営計画「akebono New Frontier 30」の数値目標達成は非常に厳しい状況です。そのため、国内生産拠点再編のスピードアップ、希望退職者の募集による人員適正化など、大胆なコスト構造改革に取り組んでおります。

2. 本基本方針の実現に資する特別な取組みに関する当社取締役会の考え方

上記の中期経営計画に基づく取組みは、当社グループの市場価値を向上させ、その結果、当社株主共同の利益を著しく損なう買付者が現れる危険性を低減するものですから、本基本方針に沿うものであると考えます。また、かかる取組みは、当社グループの価値を向上させるものですから、当社株主共同の利益を損なうものではなく、当社役員の地位の維持を目的とするものでないことは明らかであると考えます。

本基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（当社株券等の大量買付行為に関する対応策）

当社は、本基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして、当社株券等の大量の買付行為への対応策として、以下に定める内容の合理的なルール（以下「大量買付ルール」といいます。）を設定いたします。

なお、に記載する当社株券等の大量買付行為への対応策を以下「本プラン」といいます。

1. 本プランの対象

本プランは、特定株主グループ（注1）の議決権割合（注2）を20%以上とすることを目的とする当社株券等（注3）の買付行為、又は結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為（市場取引、公開買付け等の具体的な買付方法の如何を問いません。）を適用対象とします。但し、あらかじめ当社取締役会が同意した買付行為は、本プランの適用対象からは除外いたします。

なお、本プランの適用を受ける買付行為を以下「大量買付行為」といい、大量買付行為を行う者を以下「大量買付者」といいます。

注1：特定株主グループとは、

- (i) 当社の株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等といいます。）の保有者（同法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。以下同じとします。）及びその共同保有者（同法第27条の23第5項に規定する共同保有者といい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。以下同じとします。）並びに当該保有者との間で又は当該保有者の共同保有者との間で保有者・共同保有者間の関係と類似した一定の関係にある者（以下「準共同保有者」といいます。）又は、

- () 当社の株券等（同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。）の買付け等（同法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、競売買の方法によるか否かを問わず取引所金融商品市場において行われるものを含みます。）を行う者及びその特別関係者（同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。）を意味します。

注2：議決権割合とは、

- (i) 特定株主グループが、注1の(i)記載の場合は、当該保有者の株券等保有割合（同法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数（同項に規定する保有株券等の数をいいます。以下同じとします。）も計算上考慮されるものとし、）と、当該保有者の準共同保有者の株券等保有割合とを合わせた割合（但し、ととの合算において、ととの間で重複する保有株券等の数については、控除するものとし、）又は、
- () 特定株主グループが、注1の()記載の場合は、当該大量買付者及び当該特別関係者の株券等所有割合（同法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。）の合計を意味します。
- なお、各株券等保有割合及び各株券等所有割合の算出に当たっては、総議決権の数（同法第27条の2第8項に規定するものをいいます。）及び発行済株式の総数（同法第27条の23第4項に規定するものをいいます。）は、有価証券報告書、四半期報告書及び自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとします。

注3：株券等とは、金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等を意味します。

2. 大量買付ルールの内容

(1) 大量買付ルールの概要

大量買付ルールは、大量買付行為が行われる場合に、(i) 大量買付者に対し、事前に当該大量買付行為に関する必要かつ十分な情報の提供を求め、() 当該大量買付行為についての情報収集・検討等を行う時間を確保した上で、() 取締役会が株主の皆様当社経営陣の計画、代替案等の提示や、大量買付者との交渉を行ない、() 当該大量買付行為に対抗措置を発動するか否かについて株主の皆様の意思を確認するための株主総会を開催する手続きを定め、かかる株主の皆様意思を確認する機会を確保するため、大量買付者には、上記(i)乃至()の手続きが完了するまで大量買付行為の開始をお待ちいただくことを要請するものです。

(2) 情報の提供

大量買付者には、大量買付行為の実行に先立ち、当社代表取締役宛に、大量買付者の名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先及び提案する大量買付行為の概要を明示した、大量買付ルールに従う旨の「意向表明書」をご提出いただいたうえで、当社取締役会に対して、当社株主の皆様判断及び当社取締役会としての意見形成のために必要かつ十分な情報（以下「本必要情報」といいます。）を提供していただきます。

当社取締役会は、意向表明書受領後10営業日以内に、大量買付者から提供いただくべき本必要情報のリストを当該大量買付者に交付します。当社取締役会は、大量買付者から提供された情報を精査し、必要に応じて当社取締役会から独立した外部専門家等と協議の上、当該情報だけでは不十分と認められる場合には、大量買付者に対して本必要情報が揃うまで追加的に情報提供を求めます。

本必要情報の具体的内容は、大量買付者の属性、大量買付行為の目的及び内容によって異なりますが、一般的な項目の一部は以下のとおりです。

大量買付者及びそのグループ（共同保有者、準共同保有者及び特別関係者を含みます。）の概要（大量買付者の事業内容、資本構成、当社及び当社グループの事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。）

大量買付行為の目的及び内容（買付等の対価の価額・種類、買付等の時期、関連する取引の仕組み、買付等の方法の適法性、買付等及び関連する取引の実現可能性等を含みます。）

当社株券等の取得対価の算定根拠及び取得資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的な名称、調達方法、関連する取引の内容を含みます。）

当社及び当社グループの経営に参画した後に想定している経営者候補（当社及び当社グループの事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。）、経営方針、事業計画、財務計画、資本政策、配当政策、資産活用策等（以下「買付後経営方針等」といいます。）

当社及び当社グループの取引先、顧客、従業員等のステークホルダーと当社及び当社グループとの関係に関し、大量買付行為完了後に予定する変更の有無及びその内容

なお、大量買付行為の提案があった事実及び当社取締役会に提供された本必要情報は、当社株主の皆様判断のために必要であると認められる場合には、当社取締役会が適切と判断する時点で、その全部又は一部を開示します。

(3) 取締役会による評価期間

次に、当社取締役会は、本必要情報の提供が完了した後、60日間（対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社全株式の買付の場合）又は90日間（その他の大量買付行為の場合）を取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間（以下「取締役会評価期間」といいます。）として設定します。当社取締役会は、本必要情報の提供が完了した場合には、速やかにその旨及び取締役会評価期間が満了する日を公表いたします。

取締役会評価期間中、当社取締役会は、必要に応じて当社取締役会から独立した外部専門家等の助言を受けながら、提供された本必要情報を十分に評価・検討し、当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、公表します。また、必要に応じ、大量買付者との間で大量買付行為に関する条件改善について交渉したり、当社取締役会として当社株主の皆様に対し代替案を提示することもあります。

(4) 当社株主総会における株主意思の確認

当社取締役会は、大量買付者において大量買付ルールが遵守されている場合、原則として、取締役会評価期間満了後に以下に定める要領に従って、すみやかに当社株主総会（以下「株主意思確認総会」といいます。）を開催し、株主の皆様のご判断に基づいて、大量買付行為に対し、対抗措置を発動すべきか否かを決するものとしします。

但し、当社取締役会は、株主の皆様が大量買付行為に応じるか否かの判断を委ねるのが相当と判断する場合には、株主意思確認総会を開催しないことができるものとしします（この場合、当社取締役会は、当該大量買付行為に対し対抗措置をとりません。）。

当社取締役会は、株主意思確認総会において議決権を行使しうる株主を確定するために基準日（以下「本基準日」といいます。）を設定するため、本基準日の2週間前までに当社定款に定める方法により公告します。

株主意思確認総会において議決権を行使できる株主は、本基準日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主としします。

当社取締役会は、株主意思確認総会において株主の皆様が発動の是非をご判断いただくべき対抗措置の具体的な内容を、事前に決定のうえ、公表します。

株主意思確認総会の議決は、法令及び当社定款第43条に基づき、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する当社株主が出席し、その議決権の過半数をもって行うものとしします。

大量買付者は、株主意思確認総会終結時まで、当社株券等の買付けを開始してはならないものとしします。

（なお、大量買付者が株主意思確認総会終結時までに当社株券等の買付けを開始したときは、当社取締役会は、株主意思確認総会の開催を中止し、当社取締役会の決議のみにより対抗措置を発動することができるものとしします。）

当社取締役会は、株主意思確認総会にて株主の皆様が判断するための情報等に関し、重要な変更等が発生した場合には、本基準日を設定した後であっても、本基準日の変更、又は株主意思確認総会の開催の延期若しくは中止をすることができるものとしします。

3. 大量買付者が大量買付ルールを遵守した場合

大量買付者により大量買付ルールが遵守された場合は、上述のとおり、当社取締役会は、株主意思確認総会において対抗措置の発動を承認する決議がなされない限り、大量買付行為に対する対抗措置をとりません。

4. 大量買付者が大量買付ルールを遵守しない場合

大量買付者により大量買付ルールが遵守されなかった場合には、具体的な買付方法の如何にかかわらず、当社取締役会は、当社株主共同の利益を守ることを目的として、新株予約権の発行等、会社法その他の法律及び当社定款が認める対抗措置をとり、大量買付行為に対抗する場合があります。大量買付者が大量買付ルールを遵守したか否か及び対抗措置の発動の適否は、当社取締役会から独立した外部専門家等の意見も参考にし、当社取締役会が決定します。

具体的にいかなる手段を講じるかについては、その時点で最も適切と当社取締役会が判断したものを選択することとしします。具体的対抗措置として新株予約権の無償割当てを行う場合の概要は（注）に記載のとおりです。

なお、大量買付者により、大量買付ルールが遵守されなかった場合であっても、当社取締役会は、株主の皆様のご意思を尊重する趣旨から、上記2(4)に定める要領に従って株主意思確認総会を開催し、対抗措置を発動することの是非について株主の皆様にご判断いただくこともできるものとしします。

5. 株主・投資家に与える影響等

(1) 本プランの導入・継続が株主・投資家に与える影響等

本プランは、当社株主の皆様が大量買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や、現に当社の経営を担っている当社取締役会の意見を当社株主の皆様様に提供し、さらには、当社株主の皆様が代替案の提示を受ける機会を確保し、最終的には大量買付行為の提案を受けた時点における株主の皆様により対抗措置の発動の是非を直接的に判断していただくことを目的としています。これにより、当社株主の皆様は、十分な情報のもとで、大量買付行為に応じるか否かについて適切な判断をすることが可能となり、そのことが当社の企業価値ひいては株主価値の確保・向上につながるものと考えます。従いまして、本プランの導入及び継続は、当社株主及び投資家の皆様が適切な投資判断を行う上での前提となるものであり、当社株主及び投資家の皆様の利益に資するものと考えております。

なお、前記3.及び4.において述べたとおり、大量買付者が大量買付ルールを遵守するか否かにより大量買付行為に対する当社の対応方針が異なりますので、当社株主及び投資家の皆様におかれましては、大量買付者の動向にご注意ください。

(2) 対抗措置発動時に株主・投資家に与える影響等

大量買付者が大量買付ルールを遵守しない場合等一定の場合には、当社取締役会は、当社株主共同の利益を守ることを目的として、会社法その他の法律及び当社定款により認められている対抗措置をとることがありますが、当該対抗措置の仕組上、当社株主の皆様（大量買付ルールを遵守しない大量買付者、及び株主の皆様が株主意思確認総会において対抗措置を発動することが相当と判断した大量買付者を除きます。）が法的権利又は経済的側面において格別の損失を被るような事態が生じることは想定しておりません。例えば、具体的対抗措置として無償割当てによる新株予約権の発行を決議した場合に、当該新株予約権の無償割当てに係る権利落ち日以後に当該決議を撤回することは想定しておりません。当社取締役会が具体的対抗措置をとることを決定した場合には、法令及び証券取引所規則に従って適時適切な開示を行います。

(3) 対抗措置の発動に伴って株主の皆様に必要な手続き

イ. 株主名簿への記載・記録の手続き

対抗措置として、当社取締役会又は株主意思確認総会において、新株予約権無償割当てを実施することを決議した場合には、当社は、新株予約権無償割当てに係る割当期日を公告いたします。割当期日における当社の最終の株主名簿に記載又は記録された株主に新株予約権が無償にて割り当てられますので、株主の皆様が新株予約権の割当てを受けるためには、割当期日における最終の株主名簿に株主として記載又は記録される必要があります。

ロ. 新株予約権の行使の手続き

対抗措置として、当社取締役会又は株主意思確認総会において、新株予約権無償割当てを実施することを決議した場合には、当社は、割当期日における当社の最終の株主名簿に記載又は記録された株主の皆様に対し、原則として、新株予約権の行使請求書（行使に係る新株予約権の内容・数等の必要事項及び株主ご自身が特定株主グループに属する者でないこと等について確認する旨の文言を記載した当社所定の書式によるものとします。）その他新株予約権の権利行使に必要な書類を送付いたします。新株予約権の無償割当て後、株主の皆様においては、行使期間内に、これらの必要書類を提出した上、原則として、新株予約権1個当たり1円以上で当社取締役会が新株予約権無償割当て決議において定める価額を払込取扱場所に払い込むことにより、新株予約権1個につき、当社取締役会が別途定める数の当社株式が発行されることとなります。

ハ. 当社による新株予約権の取得の手続き

当社は、当社取締役会が新株予約権を取得する旨の決定をした場合、法定の手続きに従い、当社取締役会が別途定める日の到来日をもって新株予約権を取得します。また、新株予約権の取得と引換えに当社株式を株主の皆様様に交付するときは、速やかにこれを交付いたします。なお、この場合、かかる株主の皆様には、別途、ご自身が特定株主グループに属する者でないこと等について確認する旨の文言を記載した当社所定の書式による書面をご提出いただくことがあります。また、新株予約権の取得と引換えに当社株式を株主の皆様様に交付するために振替株式を記録するための口座の情報の提供をお願いすることがあります。

なお、割当て方法、行使の方法及び当社による取得の方法の詳細等につきましては、対抗措置に関する当社取締役会の決議が行われた後、株主の皆様に対して情報開示又は通知いたしますので、当該内容をご確認ください。

6. 本プランの有効期限

本プランは、平成21年6月19日開催の当社第108回定時株主総会において本プラン継続の承認議案が可決されたことにともない、同日より発効し、その有効期限は、平成22年6月30日までに開催される第109回定時株主総会の終結の時までとします。但し、当社第109回定時株主総会において本プランを継続することが承認された場合は、かかる有効期限は更に1年間延長されるものとし、その後も同様とします。当社取締役会は、本プランを継続することが承認された場合、その旨を速やかにお知らせします。

但し、本プランは、有効期限の満了前であっても、当社株主総会又は当社取締役会の決議に基づいて、廃止することができるものとします。また、当社株主共同の利益の保護の観点から、関係法令の整備や、東京証券取引所が定める上場制度の整備等を踏まえ随時見直しを行い、当社株主総会の承認を得て本プランの変更を行うことがあります。但し、関係法令及び取引所規則等の改廃に伴う、実質的な内容の変更を含まない本プランの技術的修正については、当社取締役会決議により行うことができるものとします。これらの変更又は修正を行う場合には、その内容を速やかにお知らせします。

なお、本プランの有効期限は当社第109回定時株主総会の終結の時までの約1年間ですので、取締役会が本プランの継続の承認を求める議案を同定時株主総会に提出しなければ本プランは延長されず失効しますし、また、有効期限の満了前に当社株主総会又は取締役会の決議に基づき本プランを廃止することもできます。さらに、本プランにおいては、取締役会があらかじめ同意をすれば、特定の当社株券等の買付行為に対する本プランの適用を排除することもできます。以上から、本プランはデッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させても、なお発動を阻止できない買収防衛策。）ないしスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交代を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策。）のいずれにもあたりません。

7. 本プランが本基本方針に沿うものであること、当社株主共同の利益を損なうものではないこと、及び当社従業員の地位の維持を目的とするものではないこと及びその理由

(1) 本プランが本基本方針に沿うものであること

本プランは、大量買付ルールの内容、大量買付行為が為された場合の対応方針、株主及び投資家の皆様に与える影響等を規定するものです。

本プランは、大量買付者が大量買付行為に関する必要かつ十分な情報を当社取締役会に事前に提供すること、及び当社取締役会のための一定の評価期間が経過し、株主の皆様が当社取締役会が対抗措置をとることの是非を株主意識確認総会において直接的に意思を確認した後にのみ当該大量買付行為を開始することを求め、これを遵守しない大量買付者に対して当社取締役会が対抗措置を講じることがある旨を定めております。

また、大量買付ルールが遵守されている場合は、原則として株主意識確認総会における株主の皆様のご判断に基づいて、大量買付行為に対して対抗措置を発動すべきか否かを決定するものとしており、対抗措置の発動を承認する決議がなされない限り、大量買付行為に対する対抗措置をとらない旨を定めております。

このように本プランは、本基本方針の考え方に沿って設計されたものであるといえます。

(2) 本プランが当社株主共同の利益を損なうものではないこと

Iで述べたとおり、本基本方針は、当社株主共同の利益を尊重することを前提としています。本プランは、本基本方針の考え方に沿って設計され、当社株主の皆様が大量買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や当社取締役会の意見の提供、代替案の提示を受ける機会の提供を保障し、最終的には大量買付行為の提案を受けた時点における株主の皆様により対抗措置の発動の是非を判断していただくことを目的としております。本プランによって、当社株主及び投資家の皆様は適切な投資判断を行うことができますので、本プランが当社株主共同の利益を損なうものではなく、むしろその利益に資するものであると考えます。

さらに、本プランの発効・延長が当社株主の皆様の承認を条件としており、当社株主が望めば本プランの廃止も可能であることは、本プランが当社株主共同の利益を損なわないことを担保していると考えられます。

(3) 本プランが当社従業員の地位の維持を目的とするものではないこと

本プランは、大量買付行為を受け入れるか否かが最終的には当社株主の皆様の判断に委ねられるべきことを大原則としつつ、当社株主共同の利益を守るために必要な範囲で大量買付ルールの遵守の要請や対抗措置の発動を行うものです。本プランは当社取締役会が対抗措置を発動する場合を事前かつ詳細に開示しており、当社取締役会による対抗措置の発動は本プランの規定に従って行われ、原則として株主の皆様が株主意識確認総会において直接的に発動の是非を判断していただきます。また、当社取締役会は単独で本プランの発効・延長を行うことはできず、当社株主の皆様の承認を要します。

以上から、本プランが当社従業員の地位の維持を目的とするものではないことは明らかであると考えております。

(注) 新株予約権概要

1. 新株予約権付与の対象となる株主及びその発行条件
当社取締役会で定める割当期日における最終の株主名簿に記載又は記録された株主に対し、その所有する当社普通株式（但し、当社の所有する当社普通株式を除く。）1株につき1個の割合で新たに払込みをさせないで新株予約権を割当てる。
2. 新株予約権の目的となる株式の種類及び数
新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権の目的となる株式の総数は、当社取締役会で定める割当期日における当社発行可能株式総数から当社普通株式の発行済株式（当社の所有する当社普通株式を除く。）の総数を減じた株式数を上限とする。新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は当社取締役会が別途定める数とする。但し、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、所要の調整を行うものとする。
3. 発行する新株予約権の総数
新株予約権の割当総数は、当社取締役会が別途定める数とする。当社取締役会は、複数回にわたり新株予約権の割当を行うことがある。
4. 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（払込みをなすべき額）
各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（払込みをなすべき額）は1円以上で当社取締役会が定める額とする。
5. 新株予約権の譲渡制限
新株予約権の譲渡による当該新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。
6. 新株予約権の行使条件
議決権割合が20%以上の特定株主グループに属する者に行使を認めないこと等を行使の条件として定める。詳細については、当社取締役会において別途定めるものとする。
7. 新株予約権の行使期間等
新株予約権の行使期間、取得事由及び取得条件その他必要な事項については、当社取締役会が別途定めるものとする。

第3【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第1四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第1四半期連結会計期間において、前連結会計年度末に計画中であった重要な設備の新設、除却等について、重要な変更はありません。また、新たに確定した重要な設備の新設、拡充、改修、除却、売却等の計画はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	440,000,000
計	440,000,000

【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成21年6月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成21年8月7日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	110,992,343	110,992,343	東京証券取引所 (市場第一部)	単元株式数は100株でありま す。
計	110,992,343	110,992,343	-	-

(注)「提出日現在発行数」欄には、平成21年8月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2)【新株予約権等の状況】

旧商法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

第1回新株予約権(平成17年2月3日発行)

株主総会の特別決議日(平成16年6月18日)

	第1四半期会計期間末現在 (平成21年6月30日)
新株予約権の数(個)	470
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(単元株式数100株)
新株予約権の目的となる株式の数(株)	470,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	554,000(1株当たり554円)
新株予約権の行使期間	平成18年8月1日～平成22年7月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 554 資本組入額 277
新株予約権の行使の条件	各新株予約権の一部行使はできないものとし、新株予約権発行時において当社及び当社子会社・関連会社の取締役、監査役及び従業員であった者は、新株予約権行使時においても当社、当社子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役又は従業員であることを要します。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由がある場合はこの限りではありません。その他細目については、当社と対象者との間で締結する新株予約権申込証兼新株予約権割当契約に定めるところによります。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の相続は認めません。新株予約権の譲渡をするには、当社取締役会の承認を要します。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

第2回新株予約権(平成17年8月1日発行)

株主総会の特別決議日(平成17年6月22日)

	第 1 四半期会計期間末現在 (平成21年 6月30日)
新株予約権の数(個)	60
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(単元株式数100株)
新株予約権の目的となる株式の数(株)	6,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	100(1株当たり1円)
新株予約権の行使期間	平成17年8月1日～平成21年7月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1 資本組入額 1
新株予約権の行使の条件	各新株予約権の1個当たりの一部行使はできないものとします。また権利行使は新株予約権10個を単位としておこなうものとします。その他の細目については、当社と対象者との間で締結する新株予約権割当契約書に定めるところによります。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡をするには、当社取締役会の承認を要します。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

第 2 回(2)新株予約権(平成18年4月19日発行)
株主総会の特別決議日(平成17年6月22日)

	第 1 四半期会計期間末現在 (平成21年 6月30日)
新株予約権の数(個)	32
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(単元株式数100株)
新株予約権の目的となる株式の数(株)	3,200
新株予約権の行使時の払込金額(円)	100(1株当たり1円)
新株予約権の行使期間	平成18年4月19日～平成22年4月18日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1 資本組入額 1
新株予約権の行使の条件	各新株予約権の1個当たりの一部行使はできないものとします。その他の細目については、当社と対象者との間で締結する新株予約権割当契約書に定めるところによります。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡をするには、当社取締役会の承認を要します。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

第 3 回(A)新株予約権(平成18年7月3日発行)
株主総会の特別決議日(平成18年6月20日)

	第 1 四半期会計期間末現在 (平成21年 6月30日)
新株予約権の数(個)	61
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-

	第1四半期会計期間末現在 (平成21年6月30日)
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(単元株式数100株)
新株予約権の目的となる株式の数(株)	6,100
新株予約権の行使時の払込金額(円)	100(1株当たり1円)
新株予約権の行使期間	平成20年7月4日～平成22年7月3日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1 資本組入額 1
新株予約権の行使の条件	各新株予約権の1個当たりの一部行使はできないものとします。その他の細目については、当社と対象者との間で締結する新株予約権割当契約書に定めるところによります。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡をするには、当社取締役会の承認を要します。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

第3回(B)新株予約権(平成18年7月3日発行)
株主総会の特別決議日(平成18年6月20日)

	第1四半期会計期間末現在 (平成21年6月30日)
新株予約権の数(個)	595
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(単元株式数100株)
新株予約権の目的となる株式の数(株)	59,500
新株予約権の行使時の払込金額(円)	100(1株当たり1円)
新株予約権の行使期間	平成23年7月4日～平成28年7月3日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1 資本組入額 1
新株予約権の行使の条件	各新株予約権の1個当たりの一部行使はできないものとします。その他の細目については、当社と対象者との間で締結する新株予約権割当契約書に定めるところによります。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡をするには、当社取締役会の承認を要します。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

第4回(A)新株予約権(平成19年7月2日発行)
株主総会の特別決議日(平成19年6月21日)

	第1四半期会計期間末現在 (平成21年6月30日)
新株予約権の数(個)	405
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(単元株式数100株)
新株予約権の目的となる株式の数(株)	40,500
新株予約権の行使時の払込金額(円)	100(1株当たり1円)
新株予約権の行使期間	平成21年7月3日～平成23年7月2日

	第1四半期会計期間末現在 (平成21年6月30日)
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1 資本組入額 1
新株予約権の行使の条件	各新株予約権の1個当たりの一部行使はできないものとします。その他の細目については、当社と対象者との間で締結する新株予約権割当契約書に定めるところによります。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡をするには、当社取締役会の承認を要します。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

第4回(B)新株予約権(平成19年7月2日発行)
株主総会の特別決議日(平成19年6月21日)

	第1四半期会計期間末現在 (平成21年6月30日)
新株予約権の数(個)	769
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(単元株式数100株)
新株予約権の目的となる株式の数(株)	76,900
新株予約権の行使時の払込金額(円)	100(1株当たり1円)
新株予約権の行使期間	平成24年7月3日～平成29年7月2日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1 資本組入額 1
新株予約権の行使の条件	各新株予約権の1個当たりの一部行使はできないものとします。その他の細目については、当社と対象者との間で締結する新株予約権割当契約書に定めるところによります。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡をするには、当社取締役会の承認を要します。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

第5回(A)新株予約権(平成20年6月20日発行)
株主総会の特別決議日(平成20年6月19日)

	第1四半期会計期間末現在 (平成21年6月30日)
新株予約権の数(個)	458
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(単元株式数100株)
新株予約権の目的となる株式の数(株)	45,800
新株予約権の行使時の払込金額(円)	100(1株当たり1円)
新株予約権の行使期間	平成22年6月21日～平成24年6月20日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1 資本組入額 1
新株予約権の行使の条件	各新株予約権の1個当たりの一部行使はできないものとします。その他の細目については、当社と対象者との間で締結する新株予約権割当契約書に定めるところによります。

	第1四半期会計期間末現在 (平成21年6月30日)
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡をするには、当社取締役会の承認を要します。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

第5回(B)新株予約権(平成20年6月20日発行)

株主総会の特別決議日(平成20年6月19日)

	第1四半期会計期間末現在 (平成21年6月30日)
新株予約権の数(個)	751
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(単元株式数100株)
新株予約権の目的となる株式の数(株)	75,100
新株予約権の行使時の払込金額(円)	100(1株当たり1円)
新株予約権の行使期間	平成20年6月21日～平成50年6月20日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1 資本組入額 1
新株予約権の行使の条件	新株予約権者は、当社の取締役又は取締役を兼務しない役付執行役員を退任した日の翌日から10日を経過するまでの期間に限り、新株予約権を行使できるものとします。ただし、新株予約権者が死亡した場合はこの限りでない。各新株予約権1個当たりの一部行使はできないものとします。また、その他の権利行使の条件は、当社と対象者との間で締結する新株予約権割当契約書に定めるところによります。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡をするには、当社取締役会の承認を要します。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成21年4月1日～ 平成21年6月30日	-	110,992	-	13,578	-	3,431

(5) 【大株主の状況】

大量保有報告書等の写しの送付等がなく、当第1四半期会計期間において、大株主の異動は把握しておりません。

(6) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成21年3月31日）に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

平成21年6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 3,633,100	-	単元株式数100株
完全議決権株式(その他)	普通株式 107,236,400	1,072,364	同上
単元未満株式	普通株式 122,843	-	-
発行済株式総数	110,992,343	-	-
総株主の議決権	-	1,072,364	-

(注) 1 「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が3,500株(議決権35個)含まれております。

2 「単元未満株式」の欄には、当社所有の自己株式86株が含まれております。

【自己株式等】

平成21年6月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数(株)	他人名義所有 株式数(株)	所有株式数の 合計(株)	発行済株式総数 に対する所有株 式数割合(%)
(自己保有株式) 曙ブレーキ工業(株)	東京都中央区日本橋 小網町19-5	3,633,100	-	3,633,100	3.27
計	-	3,633,100	-	3,633,100	3.27

(注) 株主名簿上は当社名義となっておりますが、実質所有していない株式が1,000株(議決権10個)あります。なお、当該株式数は、上記「発行済株式」の「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式に含めております。

2【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成21年 4月	5月	6月
最高(円)	533	518	494
最低(円)	439	443	416

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

3【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期報告書提出日までの役員の異動は、次のとおりです。

(1) 役職の異動

新役名及び職名		旧役名及び職名		氏名	異動年月日
代表取締役	執行役員副社長 産業機械・鉄道部門管掌 生産管掌	代表取締役	執行役員副社長 生産部門管掌 調達部門長 モノづくりプロジェクト 産業機械・鉄道部門管掌	横尾 俊治	平成21年7月1日
代表取締役	執行役員副社長 CFO 企画・管理管掌	代表取締役	執行役員副社長 CFO 管理・企画系管掌 情報システム部門管掌 センサー事業室管掌 人事管掌	荻野 好正	平成21年7月1日
取締役	専務執行役員 渉外・広報管掌	取締役	専務執行役員 渉外担当 総務・広報・CB推進管掌	西垣 順充	平成21年7月1日
取締役	専務執行役員 営業管掌補佐 産業機械・鉄道部門長	取締役	専務執行役員 補修品営業部門長	石毛 三知之	平成21年7月1日
取締役	専務執行役員 技術管掌 調達部門長	取締役	専務執行役員 開発部門長 VCE Tプロジェクト管掌 品質保証部門管掌	工藤 高	平成21年7月1日
取締役	専務執行役員 営業管掌 欧州事業担当	取締役	専務執行役員 自動車営業部門長 欧州事業担当	斉藤 剛	平成21年7月1日

第5【経理の状況】

1 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号、以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前第1四半期連結累計期間（平成20年4月1日から平成20年6月30日まで）は、改正前の四半期連結財務諸表規則に基づき、当第1四半期連結会計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）及び当第1四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）は、改正後の四半期連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第1四半期連結累計期間（平成20年4月1日から平成20年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表については監査法人トーマツによる四半期レビューを受け、また、当第1四半期連結会計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）及び当第1四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表については有限責任監査法人トーマツによる四半期レビューを受けております。

なお、監査法人トーマツは、監査法人の種類の変更により、平成21年7月1日をもって有限責任監査法人トーマツとなっております。

1【四半期連結財務諸表】
(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	当第1四半期連結会計期間末 (平成21年6月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成21年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	25,729	29,625
受取手形及び売掛金	18,773	17,447
有価証券	7,000	2,000
商品及び製品	1,836	2,121
仕掛品	1,522	1,425
原材料及び貯蔵品	6,220	5,714
繰延税金資産	3,542	3,234
その他	6,096	6,099
貸倒引当金	37	42
流動資産合計	70,680	67,623
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	45,767	45,011
減価償却累計額	27,039	26,440
建物及び構築物(純額)	18,728	18,571
機械装置及び運搬具	122,787	120,197
減価償却累計額	95,895	93,057
機械装置及び運搬具(純額)	26,892	27,140
土地	21,402	21,356
建設仮勘定	4,249	3,642
その他	20,912	20,773
減価償却累計額	18,779	18,480
その他(純額)	2,134	2,292
有形固定資産合計	73,404	73,000
無形固定資産		
のれん	347	392
その他	1,188	1,177
無形固定資産合計	1,534	1,569
投資その他の資産		
投資有価証券	7,624	5,983
繰延税金資産	5,870	6,453
その他	863	896
貸倒引当金	93	96
投資その他の資産合計	14,264	13,236
固定資産合計	89,203	87,805
資産合計	159,883	155,428

(単位：百万円)

	当第1四半期連結会計期間末 (平成21年6月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成21年3月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	13,438	14,048
短期借入金	14,733	16,634
短期社債	9,995	9,984
1年内償還予定の社債	200	200
1年内返済予定の長期借入金	4,385	4,380
未払法人税等	1,020	1,480
賞与引当金	2,483	1,631
事業構造改善引当金	3,234	3,268
設備関係支払手形	821	757
その他	6,350	6,802
流動負債合計	56,659	59,183
固定負債		
社債	100	100
長期借入金	53,694	47,874
退職給付引当金	6,931	7,192
役員退職慰労引当金	176	200
繰延税金負債	1,295	1,158
再評価に係る繰延税金負債	4,268	4,268
その他	3,209	3,234
固定負債合計	69,673	64,026
負債合計	126,333	123,209
純資産の部		
株主資本		
資本金	13,578	13,578
資本剰余金	7,884	7,883
利益剰余金	6,008	6,601
自己株式	2,437	2,445
株主資本合計	25,033	25,617
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	485	503
土地再評価差額金	5,882	5,882
為替換算調整勘定	2,770	3,643
評価・換算差額等合計	3,597	1,737
新株予約権	258	268
少数株主持分	4,662	4,597
純資産合計	33,550	32,219
負債純資産合計	159,883	155,428

(2) 【四半期連結損益計算書】
【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)
売上高	43,568	27,353
売上原価	37,154	24,421
売上総利益	6,414	2,932
販売費及び一般管理費	5,359	3,740
営業利益又は営業損失()	1,055	807
営業外収益		
受取利息	5	8
受取配当金	84	48
その他	38	86
営業外収益合計	127	142
営業外費用		
支払利息	275	358
持分法による投資損失	1	3
その他	319	233
営業外費用合計	595	594
経常利益又は経常損失()	587	1,260
特別利益		
固定資産売却益	4	1
補助金収入	17	20
特別利益合計	21	21
特別損失		
固定資産除売却損	11	10
棚卸資産会計基準の適用に伴う影響額	56	-
特別損失合計	67	10
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期純損失()	541	1,248
法人税、住民税及び事業税	1,020	160
法人税等調整額	811	353
法人税等合計	209	513
少数株主利益又は少数株主損失()	104	142
四半期純利益又は四半期純損失()	228	593

(3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期純損失()	541	1,248
減価償却費	2,595	2,497
貸倒引当金の増減額(は減少)	7	10
受取利息及び受取配当金	89	56
支払利息	275	358
持分法による投資損益(は益)	1	3
固定資産除売却損益(は益)	7	9
売上債権の増減額(は増加)	635	718
たな卸資産の増減額(は増加)	656	119
仕入債務の増減額(は減少)	313	977
その他	1,726	617
小計	4,770	594
利息及び配当金の受取額	89	56
利息の支払額	275	278
法人税等の支払額	597	147
営業活動によるキャッシュ・フロー	3,987	224
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	-	2,495
有形固定資産の取得による支出	4,550	1,811
有形固定資産の売却による収入	8	15
投資有価証券の取得による支出	4	4
その他	93	6
投資活動によるキャッシュ・フロー	4,639	4,300
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額(は減少)	723	2,571
短期社債の純増減額(は減少)	1,000	11
長期借入れによる収入	893	5,856
長期借入金の返済による支出	387	643
配当金の支払額	538	1
少数株主への配当金の支払額	2	-
自己株式の純増減額(は増加)	1	1
その他	187	33
財務活動によるキャッシュ・フロー	1,502	2,619
現金及び現金同等物に係る換算差額	252	66
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	598	1,391
現金及び現金同等物の期首残高	2,960	31,625
現金及び現金同等物の四半期末残高	3,558	30,234

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第1四半期連結会計期間末 (平成21年6月30日)	前連結会計年度末 (平成21年3月31日)												
<p>1 偶発債務</p> <p>(1) 保証債務 連結子会社以外の会社の銀行よりの借入金に対し、債務保証を行っております。</p> <table border="0"> <tr> <td>協同組合ウイングバレイ</td> <td>163百万円</td> </tr> <tr> <td>従業員</td> <td>1百万円</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>163百万円</td> </tr> </table> <p>なお、協同組合ウイングバレイに対する債務保証は、他社負債額を含めた連帯保証債務総額534百万円のうち当社グループ負担額であります。</p> <p>(2) 債権流動化に伴う買い戻し義務限度額</p> <p style="text-align: right;">732百万円</p>	協同組合ウイングバレイ	163百万円	従業員	1百万円	計	163百万円	<p>1 偶発債務</p> <p>(1) 保証債務 連結子会社以外の会社の銀行よりの借入金に対し、債務保証を行っております。</p> <table border="0"> <tr> <td>協同組合ウイングバレイ</td> <td>163百万円</td> </tr> <tr> <td>従業員</td> <td>1百万円</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>163百万円</td> </tr> </table> <p>なお、協同組合ウイングバレイに対する債務保証は、他社負債額を含めた連帯保証債務総額575百万円のうち当社グループ負担額であります。</p> <p>(2) 債権流動化に伴う買い戻し義務限度額</p> <p style="text-align: right;">897百万円</p>	協同組合ウイングバレイ	163百万円	従業員	1百万円	計	163百万円
協同組合ウイングバレイ	163百万円												
従業員	1百万円												
計	163百万円												
協同組合ウイングバレイ	163百万円												
従業員	1百万円												
計	163百万円												

(四半期連結損益計算書関係)

前第1四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)												
<p>販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。</p> <table border="0"> <tr> <td>従業員給料</td> <td>1,268百万円</td> </tr> <tr> <td>従業員賞与引当金繰入額</td> <td>368百万円</td> </tr> <tr> <td>退職給付費用</td> <td>84百万円</td> </tr> </table>	従業員給料	1,268百万円	従業員賞与引当金繰入額	368百万円	退職給付費用	84百万円	<p>販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。</p> <table border="0"> <tr> <td>従業員給料</td> <td>1,078百万円</td> </tr> <tr> <td>従業員賞与引当金繰入額</td> <td>181百万円</td> </tr> <tr> <td>退職給付費用</td> <td>187百万円</td> </tr> </table>	従業員給料	1,078百万円	従業員賞与引当金繰入額	181百万円	退職給付費用	187百万円
従業員給料	1,268百万円												
従業員賞与引当金繰入額	368百万円												
退職給付費用	84百万円												
従業員給料	1,078百万円												
従業員賞与引当金繰入額	181百万円												
退職給付費用	187百万円												

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前第1四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)												
<p>現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成20年6月30日現在)</p> <table border="0"> <tr> <td>現金及び預金勘定</td> <td>3,558百万円</td> </tr> <tr> <td>現金及び現金同等物</td> <td>3,558百万円</td> </tr> </table>	現金及び預金勘定	3,558百万円	現金及び現金同等物	3,558百万円	<p>現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成21年6月30日現在)</p> <table border="0"> <tr> <td>現金及び預金勘定</td> <td>25,729百万円</td> </tr> <tr> <td>有価証券勘定に含まれる譲渡性預金</td> <td>7,000百万円</td> </tr> <tr> <td>預入期間が3ヶ月を超える定期預金</td> <td>2,495百万円</td> </tr> <tr> <td>現金及び現金同等物</td> <td>30,234百万円</td> </tr> </table>	現金及び預金勘定	25,729百万円	有価証券勘定に含まれる譲渡性預金	7,000百万円	預入期間が3ヶ月を超える定期預金	2,495百万円	現金及び現金同等物	30,234百万円
現金及び預金勘定	3,558百万円												
現金及び現金同等物	3,558百万円												
現金及び預金勘定	25,729百万円												
有価証券勘定に含まれる譲渡性預金	7,000百万円												
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	2,495百万円												
現金及び現金同等物	30,234百万円												

(株主資本等関係)

当第1四半期連結会計期間末(平成21年6月30日)及び当第1四半期連結累計期間(自平成21年4月1日至平成21年6月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数

普通株式 110,992千株

2. 自己株式の種類及び株式数

普通株式 3,637千株

3. 新株予約権等に関する事項

ストック・オプションとしての新株予約権

新株予約権の四半期連結会計期間末残高 親会社 258百万円

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

当社及び連結子会社の事業は、ブレーキ製品関連事業のみの単一セグメントであるため、事業の種類別セグメント情報の記載を省略しております。

【所在地別セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年6月30日)

	日本 (百万円)	北米 (百万円)	欧州 (百万円)	アジア (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高							
(1) 外部顧客に対する売上高	24,605	14,903	960	3,099	43,568	-	43,568
(2) セグメント間の内部売上高 又は振替高	2,065	67	878	41	3,052	(3,052)	-
計	26,670	14,970	1,838	3,141	46,620	(3,052)	43,568
営業利益	433	318	71	147	970	85	1,055

(注) 1 国又は地域の区分は、地理的近接度によっております。

2 本邦以外の区分に属する主な国

北米...米国 欧州...仏国・英国 アジア...中国・インドネシア・タイ

3 「消去又は全社」に含めた金額及び主な内容は、セグメント間取引の消去であり配賦不能営業費用はありません。

4 会計処理の方法の変更

(棚卸資産の評価に関する会計基準)

「四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更」に記載のとおり、当第1四半期連結会計期間より「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号平成18年7月5日)を適用しております。この変更に伴い、従来の方法によった場合に比べて、営業利益が「日本」で50百万円減少しております。

5 追加情報

(有形固定資産の耐用年数の変更)

「追加情報」に記載のとおり、当社及び国内連結子会社の機械装置については、従来、耐用年数を3~12年としておりましたが、当第1四半期連結会計期間より3~9年に変更いたしました。この変更に伴い、従来の方法によった場合に比べて、営業利益が「日本」で97百万円減少しております。

当第1四半期連結累計期間(自平成21年4月1日至平成21年6月30日)

	日本 (百万円)	北米 (百万円)	欧州 (百万円)	アジア (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高							
(1) 外部顧客に対する売上高	16,761	7,150	588	2,854	27,353	-	27,353
(2) セグメント間の内部売上高 又は振替高	1,086	135	299	30	1,550	(1,550)	-
計	17,847	7,284	888	2,884	28,903	(1,550)	27,353
営業利益又は営業損失()	243	735	26	150	853	46	807

(注) 1 国又は地域の区分は、地理的近接度によっております。

2 本邦以外の区分に属する主な国

北米...米国 欧州...仏国・英国 アジア...中国・インドネシア・タイ

3 「消去又は全社」に含めた金額及び主な内容は、セグメント間取引の消去であり配賦不能営業費用はありません。

【海外売上高】

前第1四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年6月30日)

	北米	欧州	その他の地域	計
海外売上高(百万円)	13,980	977	4,327	19,283
連結売上高(百万円)	-	-	-	43,568
連結売上高に占める海外売上高の割合(%)	32.1	2.2	9.9	44.3

- (注) 1 国又は地域の区分は、地理的近接度によっております。
 2 本国以外の区分に属する主な国又は地域
 (1) 北米.....米国、カナダ
 (2) 欧州.....ドイツ、仏国
 (3) その他の地域...インドネシア、台湾、韓国、中国
 3 海外売上高は、当社及び連結子会社の本邦以外の国又は地域における売上高であります。

当第1四半期連結累計期間(自平成21年4月1日至平成21年6月30日)

	北米	欧州	アジア	その他の地域	計
海外売上高(百万円)	6,996	605	3,057	176	10,834
連結売上高(百万円)	-	-	-	-	27,353
連結売上高に占める海外売上高の割合(%)	25.6	2.2	11.2	0.6	39.6

- (注) 1 国又は地域の区分は、地理的近接度によっております。
 2 本国以外の区分に属する主な国又は地域
 (1) 北米.....米国、カナダ
 (2) 欧州.....ドイツ、仏国
 (3) アジア.....インドネシア、台湾、中国、タイ
 (4) その他の地域...南米
 3 海外売上高は、当社及び連結子会社の本邦以外の国又は地域における売上高であります。

(海外売上高区分の方法の変更)

海外売上高区分の方法について、従来、「北米」、「欧州」及び「その他の地域」の3区分としておりましたが、アジア地域での今後の事業展開の重要性に鑑み、当第1四半期連結会計期間より海外売上高区分を「北米」、「欧州」及び「その他の地域」と新たに「アジア」を加えた4区分とすることに致しました。

なお、前第1四半期連結累計期間の海外売上高を当第1四半期連結累計期間において用いた海外売上高区分の方法によると次のとおりであります。

	北米	欧州	アジア	その他の地域	計
海外売上高(百万円)	13,980	977	3,985	342	19,283
連結売上高(百万円)	-	-	-	-	43,568
連結売上高に占める海外売上高の割合(%)	32.1	2.2	9.1	0.8	44.3

(1株当たり情報)

1. 1株当たり純資産額

当第1四半期連結会計期間末 (平成21年6月30日)		前連結会計年度末 (平成21年3月31日)	
1株当たり純資産額	266円69銭	1株当たり純資産額	254円82銭

2. 1株当たり四半期純利益金額等

前第1四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)		当第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)	
1株当たり四半期純利益	2円12銭	1株当たり四半期純損失	5円53銭
潜在株式調整後1株当たり 四半期純利益	2円12銭	なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。	

(注) 1株当たり四半期純利益又は四半期純損失並びに潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)
1株当たり四半期純利益又は四半期純損失		
四半期純利益又は四半期純損失() (百万円)	228	593
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益又は四半期純損失() (百万円)	228	593
期中平均株式数(千株)	107,318	107,347
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益		
四半期純利益調整額(百万円)	-	-
普通株式増加数(千株)	364	-

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成20年8月7日

曙ブレーキ工業株式会社

取締役会 御中

監査法人トーマツ

指定社員
業務執行社員 公認会計士 石塚 雅博 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 塚原 元章 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている曙ブレーキ工業株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結累計期間（平成20年4月1日から平成20年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、曙ブレーキ工業株式会社及び連結子会社の平成20年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年8月7日

曙ブレーキ工業株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 石塚 雅博 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 塚原 元章 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている曙ブレーキ工業株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析の手續その他の四半期レビュー手續により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手續により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、曙ブレーキ工業株式会社及び連結子会社の平成21年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。